

申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 江部 努
西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 大竹 伸一
(以下「NTT東西」という。)

2 申請年月日

平成24年3月19日

3 実施時期

認可後、速やかに実施。

4 概要

本件は、NTT東西の設置する第一種指定電気通信設備である中継ダークファイバの両端におけるWDM（波長分割多重）装置（※）の設置の有無に係る情報について、NTT東西が提供する接続事業者向けホームページにおける開示の範囲を拡大するため、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づき、接続約款の変更を行うものである。

※ 異なる波長の光信号を光ファイバに重畳させることにより、1芯の光ファイバにおいて複数の波長による光信号の伝送を可能とする装置。

5 主な変更内容

NTT東西は、これまで、中継ダークファイバの空きがない区間（Dランク区間）について、中継ダークファイバの両端に設置されたWDM装置の設置の有無に係る情報を接続事業者向けホームページ上にて無償で開示してきた。この点について、中継ダークファイバの空きがある区間であっても、接続事業者から当該区間の空き芯線数を超える芯線数の利用申込みがあると、芯線不足のため接続できない場合がある。このため、接続事業者より、中継ダークファイバの空きが少数存在する区間についても空きがない区間と同様にWDM装置の設置の有無に係る情報を開示するよう要望が示されていた。

本件は、このような要望を踏まえ、従前の開示の範囲に加え、新たに中継ダークファイバの空きがある区間のうち空き芯線数が一定以下の区間についてもWDM装置の設置の有無に係る情報を開示するため、所要の接続約款の変更を行うものである。

6 諮問を要しない理由

本件は、接続事業者の要望を踏まえ、従前より実施されている中継ダークファイバの両端におけるWDM装置の設置の有無に係る情報の接続事業者向けホームページ上での開示について、現行の手續及び費用負担の枠内でその範囲のみを拡大するため接続約款の規定の変更を行うものであることから、法第 169 条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第 5 号（平成 20 年 9 月 30 日）に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会において諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。